

計画の推進体制

1. 計画の推進主体

計画の推進にあたっては、障害者やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠です。このため、障害者を中心に、市民、ボランティア、民生・児童委員、サービス提供事業者、企業・就業支援団体、行政機関、教育関係者、医療関係者、権利擁護関係者、社会福祉協議会などとネットワークの形成を図り、障害者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

2. 地域社会への広報及び啓発活動

障害に対する差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現のため、市民意識の醸成に努め、市民に理解と協力、そして支援への参画等、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

また、現在サービス等を利用されていない方にも、情報がしっかりと行き渡るよう、市広報などを通して情報提供に努めます。

3. 計画の点検・評価体制の構築

本計画を着実に推進するため、「豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会」において、計画の点検・評価を行います。その際、必要に応じて関係機関と協議を行い、PDCA マネジメントサイクルに基づき、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）の着実な実行に努めます。計画の進捗状況は、1年に2回実績等の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。